

西東京・生活者ネットワーク
代表 清水 浩子 様

公開質問状への回答

2013年1月10日

回答者 杉山昭吉

1、以下の質問について「はい」「いいえ」のどちらかに○をつけてください。

① 財政が厳しい中、市民に税金の使いみちの優先順位を示し、合意形成していくことが必要です。市民の参加を促し、自治する市民を増やし、協働のまちづくりをすすめるために必要な以下の取り組みについて考えをお聞かせください。

・自治基本条例を制定する

はい

自治基本条例は、自治体憲法と呼ばれ、自治体内の各条例についてそれを取りまとめる役の最高法規性を与えることを目的としているとされています。

憲法第94条は、地方公共団体の権能を「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる」と定めています。「法律の範囲内で」制定される条例は、作法率の制限を受けるわけですから最高法規性を有することはできません。

また、自治基本条例とは「地方自治の本旨の内容を主体的に解釈し、それぞれの地方自治体の構造、組織ならびに地方政治・行政の基本原則を自治基本条例で規定するもの」という見解があります。

憲法第92条は、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」と定めています。地方自治の本旨とは、住民自治（住民参加）と団体自治（地方の中央への独立性）と理解されており、これは広く客観的に、しかも制定時から一貫して変わっていない理解です。「主体的に解釈」することには限界があります。

また、憲法第98条は「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」と定めています。憲法を超えて「主体的に解釈」されて制定された条例は「効力を有し」ないと考えます。

地方自治体における最高法規制は、憲法と地方自治法、地方財政法、地方公

務員法など現行法にあると考えます。現在、地方自治・二元代表制・議会制民主主義などを巡って、例えば議員の定数削減などいくつかの問題がありますが、現行法体系の正しい理解と運用がまず求められていると考えます。また、現行体系の改正や充実が必要な場合もあります。次のご質問にも関わりますが、法体系のなかの不備は「住民投票法を制定する」など、法改正や新法の制定で行うべきです。条例が法体系を超えることはできませんが、啓発の意味合いもありますので前向きに取り組めます。

・常設型の住民投票条例を制定する

はい

西東京市市民参加条例のなかには、市民投票が位置づけられており、市長が必要と認める時は実施できることになっています。また、地方自治法では、直接請求制度が定められており、直接請求による住民投票も可能です。これは、市長や議員を選挙で選び、予算等の提案・審議・議決執行を委ねる間接民主主義を補完する直接民主主義と考えます。ただし、議会で否決される例が多く、議会の壁があります。ご質問の「常設型の住民投票条例」を制定しても、議会の壁は超えられません。

住民投票を求める直接請求が必要となるのは、市長や議員を選んだ市民の要求と市長や議会の決定が異なる事態が生じた場合なので、一定数の直接請求署名が集まれば、議会の議決なしで住民投票を実施するように住民投票法を制定することが必要と考えます。

「常設型の住民投票条例」の制定は、間接民主主義を補完する直接請求制度による住民投票の啓発になると考えます。

・市民活動推進条例を制定する

はい

・予算編成過程への市民参加を進める

はい

予算の編成権は市長にあります。市長はこれを議会に提案し、議会はこれを審議し議決します。市民は選挙で市長や議員に審判を下します。これが基本です。なお、これを補完するものとして市民各団体などが毎年、市長に対し予算要望書を提出しています。また、議会各会派も市長に対し予算要望書を提出しています。議会各会派は関係市民団体などとの懇談やアンケート調査を行っています。また、市民が提出する請願・陳情も議会で審議し、予算に反映される場合もあります。こうして、間接的ではありますが、予算編成への市民参加は一定実現していると考えます。

ご質問の「予算編成過程への市民参加」は、予算編成の各種作業や会議に参加することと理解します。その場合、市民の選び方や参加の仕方が問題になる

うかと思えます。

・補助金交付のしくみをサンセット方式などで抜本的に見直す いいえ
事務事業の終了年度を予め設定し、終了時点で事業を評価し、廃止か継続を決める方式ですが、市民から見て、検討すべき補助金もあるので、見直すことは必要と考えます。しかし、「住民の福祉の増進」に資することが明らかな補助金まで終了時点を決めるべきではないと考えます。

② 誰もが安心して暮らし続けられる西東京を目指していることは政治・行政に携わる者にとって異論はないと考えます。すべての子どもが社会の中で生き生きと育ち、働き、暮らし続けられるまちづくりをすすめるために必要な以下の取り組みについて考えをお聞かせください。

- ・子どもの権利条例を制定する はい
- ・学校の介助員制度を充実する はい
- ・若者の働く場をつくる はい
- ・障がい者の就労訓練をすすめ、就労の場を地域につくる はい
- ・医療との連携をすすめ、高齢者の在宅支援を充実する はい

③ みどりを育てる、水循環を取戻す、CO2等の温暖化物質や廃棄物の削減をすすめる。自然環境を保全し、持続可能な地域づくりをすすめることは、次世代に対する私たちの責任です。以下の取り組みについて考えをお聞かせください。

- ・緑地確保条例を制定する はい
緑地を確保することには賛成です。しかし、他の法律や条例との整合性がとれるのか、実効性が担保できるのか、内容が示されていないので回答できません。
- ・住吉町、新町の都営住宅跡地を緑地として残す はい
- ・地下水保全条例を制定する はい・いいえ

市民は、何らかの生業を営み、そのことによって社会に貢献し、収入を得て生活します。また、税金を納めます。行政は市民の税金で市民の共同の事務を行います。義務と権利・権限がまったく違います。従って、「行政と市民は対等なパートナー」という考え方には立ちません。しかし、様々な形での行政と市民の協同が行われているように、協同は必要と考えます。

- ③ 2011年3月11日東日本大震災で市民の防災・減災意識が高まっています。減災のまちづくりをすすめるためにどのような施策が必要と考えますか？また、災害弱者への支援体制の構築は喫緊の課題です。要援護者の支援・避難訓練・啓発についてどのように考えていますか？

- ①地震のように、前触れなしに突然襲ってくる災害から、市民が身を守るためには、普段からの心構えや準備をしておくことが必要です。そのための分かり易い情報提供や防災訓練などを行政が支援します。
- ②公共施設の耐震化、市民の住宅、特に木造住宅の耐震化を進めます。
- ③災害時要援護者対策は、登録だけでなく、支援体制を整備し、要援護対象者に対してどういう支援ができるのか、周知を図る必要があります。
- ④原発ゼロのため力を尽くし、予想される大震災への対策を強め、放射能汚染対策を強化するなど、防災対策を拡充して、市民の安全を守ることが求められています。

- ④ 福島原発の事故により、大量の放射性物質が放出されました。国が定めた基準値が見直された後も、小さな子どもを育てている保護者の不安は続いています。子どもを放射能から守るためにどういう対策と情報公開を考えていますか？

- ① 空間放射線量はSv/時間で表示され、飲料水や食物はBq/体積で表されています。これらは国際放射線防護委員会が定めている年間1mSvから算出されています。外部被曝Sv/時間と内部被曝Bq/体積の関係、これらに重複して曝された場合の計算の仕方などを分かりやすく示す必要があります。また、国際放射線防護委員会そのものが原子力発電を推進する立場の機関ですから、自由な立場の専門家による機関を立ち上げて、基準を見直す必要があります。

② 最近、福島県で行われている除染が、極めていい加減なものもあることが明らかになったと報道されました。以前、シックハウスが問題になった時に、クロスチェックが実施されました。放射性物質の検査や線量測定についても、複数の測定機関で行い、より信頼のおける検査・測定にして行くことが求められていると考えます。

③市民の不安に応えるために、市民が持ち込む食材などの放射性物質検査や、市民の求めがあれば、私有地の空中放射線量測定も実施するなど、きめ細かな対応が必要であると考えます。

⑤ 男女平等推進センターが設置され、推進のための様々な事業が実施されてきました。市民参加による男女平等推進委員会での検討を経て第2次男女平等推進計画が策定され、事業が実施されてきたことは他市に誇れる取り組みです。今後、条例の制定が必要と思われませんが、どのように考えますか？

市民の意識高揚のために必要であると考えます。

⑥ 合併から10年を経て特例措置が解消に向かいます。経済情勢等の影響を受け、市税収入の見通しも大変厳しい状況にあります。西東京市の財政見直しをどう考えていますか？

国の経済・財政政策の結果、地方の財政が厳しくされてきています。従って、国の経済・財政政策を転換することが求められています。すなわち国民の懐を豊かにする税制や労働法制、中小企業対策と地方自治体が「住民の福祉の増進」の仕事をきちんとやれるような財政支援です。

その間、市としては、市民の安全に関わるものは別として、不要不急の事業については、中止や延伸などを行って歳出の抑制に努めることが求められます。

ただし、福祉や教育など市民生活に関わる予算については、最大限確保に努めて行きます。